

鯖江市ものづくり支援機構「チャレンジ企業応援補助金」公募附則

補助事業の併用禁止

実質的に同一内容の事業(相当程度重なる場合を含む)について他の助成・補助制度を利用する場合は、この補助事業を利用することはできません。

採択の方法

評価委員会での評価に基づき決定します。評価は原則として、申請書類及び申請者によるプレゼンテーションにより行います。

評価委員会の日程(6月中旬を予定)及び採否結果については、別途書面で通知します。採否結果に関する問い合わせには応じられません。

また、採択された場合であっても、予算の都合により補助金を減額する場合があります。

なお、採択になった場合は、業種、企業名、所在地、代表者名、事業名(テーマ)、事業内容を公表することについて申請者の了解を得たものとして取扱います。

採択基準

事業計画書等に基づき、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

(1) 事業性・実現可能性が高いこと

・ニーズがあるか、市場に魅力があるか、事業化への課題と解決策が明確で実現可能性が高いか。

(2) 新規性・独創性があること

・社会的に新しい取組みであるか、類似商品・サービスと比較し競争優位性があるか。

(3) 補助事業の実施が確実で事業内容の熟度が高いこと

・事業を実施する体制が構築されているか、事業計画の内容が明確か。

(4) 地域企業間の新たな連携・商取引の促進に繋がるなど地域産業への波及が期待できること

・地域産業への波及効果はあるか、地域イメージアップなど地域経済に有意義か。